

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく
温室効果ガス排出削減計画書等に関するQ & A

皆様からご質問いただいた内容について、Q & Aにまとめました。
なお、このQ & Aでは、次の用語を使用しています。

温室効果ガス排出削減計画書等に関するQ & A

用語	内容
条例	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例(平成21年岐阜県条例第21号)
規則	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則(平成21年岐阜県規則第40号)
省エネ法	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律
特定事業者	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者(規則第5条)。「温室効果ガス排出削減計画書」及び「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」の提出が義務づけられています。(条例第13条第1項、条例第14条)
手引き	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書及び報告書に係る届出等の手引き

1-1 <省エネ法との相違1>

省エネ法でも計画や実績報告が求められていますが、条例で求められる計画や実績報告とどのように異なるのですか。

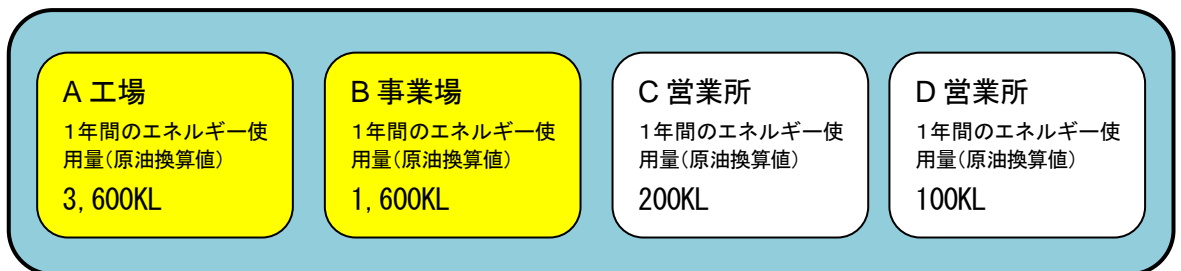
- A 省エネ法では、石油製品・石炭製品やバイオマスなどの非化石エネルギーを含む燃料、熱及び電気を対象に、省エネルギーに関する措置に限定して計画書等の提出が求められています。地球温暖化対策の推進にとって、省エネルギー対策は不可欠ですが、条例では、省エネルギーのみならず再生可能エネルギーの活用、森林の保全及び整備並びにその他の温室効果ガスの排出を抑制する取組みについても包括的に進めていただくことを求めていることから、これらについても計画や実績報告に盛り込んでいただきます。

1-2 <省エネ法との相違2>

条例に基づく特定事業者の考え方は、省エネ法と異なっていますか。

- A 条例に基づく特定事業者は化石燃料を対象とした原油換算エネルギー使用量としています。その他、下記のとおり条例に基づく特定事業者と省エネ法に基づく特定事業者では、定義が異なりますので十分注意してください。

(1) 工場・事業場の場合 【〇〇株式会社】



● 条例に基づく特定事業者

AとBが、各々1,500KL/年以上であるため、AとBについて、各々計画書及び実績報告書を提出。(部分が各々1,500KL/年以上であり、A工場とB事業場が各々計画の対象となる。)

※条例では、年間の原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の事業所を有している事業者が特定事業者となり、計画書等の提出を義務付けられます。

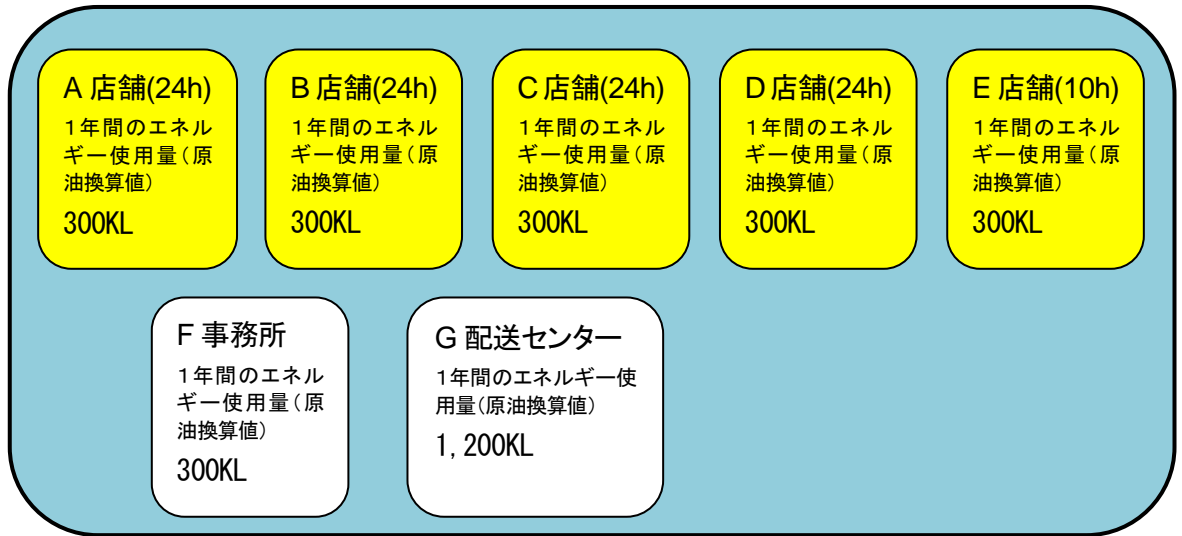
● 省エネ法に基づく特定事業者

〇〇株式会社の合計値 (A + B + C + D) が1,500KL/年以上であるため、特定事業者として指定を受け、会社全体の分について、中長期計画書及び定期報告書を提出。

(部分が該当。)

※A工場は第一種エネルギー管理指定工場、B事業場は第二種エネルギー管理指定工場として指定を受けることとなります。

(2) 24時間営業小売業者等の場合



● 条例に基づく特定事業者

県内の5店舗のうち4店舗が24時間営業で、24時間営業の店舗の割合は10分の8以上であり、店舗(A～E)の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500KL/年以上であるため、店舗(A～E)について計画書及び実績報告書を提出。(部分が該当。)

※FとGは店舗でないため、24時間営業小売業者等としての合計には含めません。

● 省エネ法に基づく特定事業者

〇〇株式会社の合計値(A～G)が1,500KL/年以上であるため、特定事業者として指定を受け、会社全体の分について、中長期計画書及び定期報告書を提出。

(部分が該当。)

※事業所の業務内容に関わらず、事業者全体が対象となります。

1-3 <省エネ法との相違3>

省エネ法や温対法では、法人単位で報告をすることとなっています。組織体制の構築、CO2削減施策の計画の作成と実施、エネルギー使用の管理なども法人単位で行うこととなるため、条例に基づく温室効果ガス削減計画も法人単位で提出してよろしいでしょうか。

A 省エネ法及び温対法では、法人単位で報告をすることとなっていますが、一定規模以上の工場・事業場分もその内訳として報告することとなっています。(省エネ法：原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の工場・事業場分、温対法：二酸化炭素換算3,000トン以上の工場・事業場分)

したがって、条例に基づく報告では、一定規模以上の工場・事業場分(内訳分)を記入してください。また、温室効果ガス削減計画についても、法人全体で1%削減する場合、一定規模以上の工場については何らかの対策が計画されるものと考えられ、当該工場・事業場分を抜粋して記入してください。

1-4 本社の所在地が他県である場合、本社が計画書を提出するのですか。

A 計画書を提出する者は、事業を行っている者であり、本社の所在地が県内県外に関わらず本社が提出します。ただし、本社が作成した委任状を提出していただければ、対象となった工場の工場長名や県内を統括する支店の支店長名で提出することも可能です。

1-5 (運輸事業者) 県内に2つの営業所がある場合、それぞれ計画を作成するのですか。

A 運輸事業者の場合は、県内に登録するトラック等の台数が要件になるため、岐阜県内の営業所分をまとめて1つの計画書を作成してください。

なお、工場については、工場ごとに対象となるか否かの判断をして、工場ごとに作成してください。

1-6 提出するものは何ですか。

A 電子ファイルを提出してください。なお、電子ファイルによる提出方法は、電子メールにより提出してください。

電子ファイルによる提出ができない場合は、正本(紙)1部を提出してください。

1-7 運輸事業者の算定範囲について注意することはありますか。

A 算定範囲は、貨物輸送又は旅客輸送の用に供する自動車の走行に伴って排出されるエネルギー起源二酸化炭素です。

① 営業所の照明や冷暖房分は算定不要です。

※省エネ法では、全国の営業所の照明や冷暖房等のエネルギー使用量について把握することとなっていますが、条例では不要です。

②対象は、使用の本拠の位置を県内に登録している車両です。

※自家用自動車(白ナンバー)については算定対象外ですが、エネルギー使用量の区分が困難な場合は含んでいても支障ありません。

③軽自動車は対象外です。

④市町村から運行委託を受けている場合(例:市町村所有バスの運行を受託)は対象外です。

1-8 <基準年度1>機械の入れ替え工事のため、令和3年度は生産量が通常の60%程度となることが見込まれます。基準年度は、令和3年度にしなければいけませんか。

1-9 <基準年度2>基準年度は原則令和3年度とされているが、平成29年度から令和元年度の平均で設定してもよいでしょうか。

A 条例に基づく温室効果ガス削減計画書では、特定の年からの削減量を目標として設定する

ため、目安となる年（「基準年度」）の設定が必要となります。前年度である令和3年度を基準年度の原則としていますが、工場特有の事情を考慮して令和3年度以外で設定していただくことも可能です。

工場特有の事情により、令和3年度を基準年度として目標設定が困難であると判断された場合は、過去5年間程度のなかで、令和3年度以外の年度を基準年度としたい旨の理由書を計画書に添付してください。

1-10 <目標1>目標削減率の記入例（手引き p17）では、総合排出量及び総合排出原単位 各4%となっていますが、同じ数値にする必要がありますか。

A 同じ数値にする意図はなく、A評価が得られる目標として、4%という数字を使用したものです。総合排出量、総合排出原単位いずれの目標設定においても、年平均1%以上を目安にしてください。

1-11 <目標2>毎年度1%ずつ削減できなくても、削減計画期間内に削減できればよいでしょうか。例) 3年間の削減計画期間の場合、1年目、2年目は横ばいで3年目に3%削減。

A 削減計画期間中は毎年度1%ずつの削減を達成できるよう努力していただくこととしております。なお、中間年度の報告で、進捗状況が滞っている場合は、その理由や今後の見込みをお伺いする場合があります。

1-12 <目標3>生産量が減った場合、原単位は悪化するが、総量は減少するので、目標設定を削減計画期間中に変えることで対応することは可能でしょうか。

A 温室効果ガス排出削減計画書等の作成・報告制度は、事業者が自ら排出量を算定し、その排出を抑制するための措置を中長期的に計画し、またその排出実態を把握することにより、自主的かつ積極的な取組の促進を図ることを目指したものです。

条例の目的の一つが温室効果ガスの排出抑制であることから、計画書の作成にあたっては、まず、温室効果ガスの排出量を削減するよう検討いただきたいと思います。しかしながら、事業活動の拡大により排出量を下げることが現実的でない場合は、原単位を指標として排出量の削減に努力していただくこととしております。

このように、見かけ上の目標達成を目的とした制度ではありませんので、趣旨をご理解のうえ、ご対応いただきたいと思いますと考えております。

なお、温室効果ガス排出削減計画を変更する場合とは、

①対策を変更することにより、目標が変更となる場合

(例：設備更新が新たに対策に加わることによる、目標の上方修正)

②事業内容が変更になるため、対策及び目標が変更となる場合

(例：新たな製造品目が追加されることに伴う、製造設備、対策及び目標の変更)

③目標数値の変更

(例：ソフト対策が効果を上げたことによる、目標の上方修正)

であると考えており、景気の動向や受注状況による目標の設定方法の変更は想定しておりません。

1-13 <目標4>目標が達成できない場合、ペナルティや罰則はありますか。

- A 温室効果ガス排出削減計画は、事業者の皆様に、自主的に作成していただく計画であり、目標を達成できないことに対して罰則は設けておりませんし、ペナルティもありません。また、目標を達成するために、目標から超過する排出量分に、補完的手段（森林整備による二酸化炭素吸収量、J-クレジット等の購入等）による削減量を充てることを求めるものではありません。削減目標の設定にあたっては、温室効果ガス等の排出状況及び措置の実施状況、他法令の基準などを総合的に勘案し、実施可能な措置を検討してください。

1-14 <原単位>多種の製品があり生産量等では原単位の設定ができないため、省エネ法に基づく報告では、製品の売り上げから原材料費を引いた付加価値生産額により原単位を算出しています。手引きの例にはありませんが、このような設定の仕方でもよいですか。

- A 手引きに記載している原単位の算出方法（手引き p 38 参照）は一例であり、事業者において適切な指標を設定してください。省エネ法に基づく報告に使用されている方法で支障ありません。なお、別紙様式（シート4）により算出根拠についての説明をお願いします。

1-15 <対策>対策は、対象となった工場のみでよいですか。

- A 計画書に記載する措置の内容は、対象となった工場のみで結構です。なお、事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制する取組であれば、対象となった工場以外の取組を記入していただいても結構です。

1-16 <有効数字>有効数字の取扱いはどのようにしたらよいか。

- A 省エネ法及び温対法に基づく算定・報告・公表制度での算出にあわせてください。なお、温室効果ガス排出量はトン単位、削減率（%）は、小数点以下1桁での表記（〇.〇%）をお願いします。

1-17 <電気の排出係数1>電気の排出係数は、固定するということでしょうか。

- A 電気の排出係数は、実際に電気を使用した年度の排出係数を使用することとなります。例えば、令和5年度に中部電力ミライズ(株)の電気を使用した場合は、排出係数0.000433 t-CO₂/kWhを使用して作成した令和5年度実績報告書を提出してください。この趣旨は、各事業者が温室効果ガス排出量削減対策として電力事業者の選択も含めた燃料の選択を検

討いただくためです。なお、使用する電気の排出係数は手引きを参照してください。

1-18 <電気の排出係数2>排出係数の調整後排出係数と実排出係数はどのように違うのでしょうか。

- A 実排出係数：他人から供給された電気を使用する際、他人が発電する際に排出したCO₂を使用者が間接的に排出したものとみなすため、電気の使用量に応じて二酸化炭素排出量を換算するための係数

調整後排出係数：温対法に基づき京都議定書のクレジット等を実際の排出量から控除して算出した排出係数

省エネ法及び温対法の報告では、実排出係数と調整後排出係数両方を使用してそれぞれ算定することとなっています。条例では、いずれかを使用して算定することとしています。

1-19 <電気の排出係数3>令和4年度に計画書を提出するにあたり、基準年度を前年度（令和3年度）ではなく、令和2年度とした場合は、基準年度の排出量の算出に用いる「中部電力の電気の排出係数」はどの年度のものを使用すればよろしいですか。

- A 基準年度の排出量の算出には、基準年度の排出係数をご使用ください。

例えば基準年度を令和2年度とした場合、使用する中部電力ミライズ(株)の電気の排出係数は0.000431 t-CO₂/kWhとなります。

また、基準年度を前年度以外の年度とする場合は、理由書を添付してください。

※過去の排出係数が不明な場合は下記のリンク先をご覧ください。

環境省 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度

算定方法・排出係数一覧 (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>)

1-20 <変更届1>大規模設備の更新が削減計画期間の途中で決まった場合、変更届が必要でしょうか。

- A 大規模設備の更新は、目標数値にも影響すると考えられますので、変更計画書を提出してください。

1-21 <変更届2>提出者である法人代表者が変更した場合、変更計画書の提出が必要でしょうか。

- A 変更が生じた時点で、変更計画書を提出してください。なお、提出済みの報告書については変更の必要はありません。

1-22 <変更届・委任状>法人代表者から委任された工場長名で計画書を提出している場合、法

人代表者または工場長が変更した場合、変更計画書の提出や委任状の取り直しが必要でしょうか。

- A 委任された工場長が変更となった場合は、変更計画書の提出および新しい工場長への委任状をご提出ください。

なお、代表者が変更した場合は、新しい代表者名で委任状をご提出ください。

1-23 <原油換算エネルギー使用量の算定1>電気の使用については、「昼間買電」と「夜間買電」の欄に別れています。その区分は、どのように考えればよいですか。

- A 昼間買電は8時～22時、夜間買電は22時～翌8時となっています。

「高圧電力」や「季時別」という契約種別では、昼間買電＝力率測定用有効電力量、夜間買電＝全使用電力量－力率測定用有効電力量として計算してください。なお、従量電灯、低圧電力などの契約の場合で、力率測定用有効電力量がわからない場合は、すべて昼間買電として計算しても支障ありません。（省エネ法と同一の考え方です。）

1-24 <原油換算エネルギー使用量の算定2>燃料に液化天然ガス（LNG）を使用していますが、手引きに示された簡易計算表の熱量の算定に用いる換算係数が実測値とあっていません。納入者から取り寄せた実測値で算定してよいですか。

- A 簡易計算表の換算係数以外を使用する場合は、根拠資料を添付してください。

1-25 <算定方法>当工場では例年、本社より報告依頼があります。多少算定方法が異なりますが、その値を用いてもよいでしょうか。条例による算法以外不可の場合、燃料・電力等使用量を入力するのみで温室効果ガス排出量を自動計算するような集計表は公開いただけるのでしょうか。

- A 燃料・電力使用量から温室効果ガス排出量を計算できる様式を提供しますので、把握されたエネルギー使用量から算出してください。なお、LNGなどで、事業活動環境配慮指針の別表と異なる換算係数を使用する場合は、根拠資料を添付してください。

1-26 <補完的手段：森林1>森林整備による補完的手段の制度はどのようなものですか。

- A 県では、現在30箇所（R6年2月現在）の協定を締結し企業との協働による森づくりを推進しています。合わせて地球環境の保全のための森林づくり条例に基づく森林整備計画書を提出、森林整備による二酸化炭素吸収量の認定を受けることに取り組んでいる企業もあります。

詳細は企業との協働による森づくりのHPも参照してください。

http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shinrin/shinrin-kankyo/megumi/index_4760.html

1-27 <補完的手段：森林2>森林整備を行った場合、どのくらいの整備によりどの程度二酸化炭素が吸収されるのか、また必要な資金はどの程度ですか。

- A 二酸化炭素の吸収量は、広葉樹を1ha植栽する場合、年間数十トン、間伐を1ha実施する場合、年間10t程度と見込まれます。必要な資金は、整備の面積規模とその内容によって異なり、1ha当たり、植樹する場合概ね100万円、間伐なら概ね20万円程度が必要と考えられます。なお、二酸化炭素の吸収量は、整備作業が終了してから1年後に県において現地確認を行い認定します。

1-28 <緑化1>工場の緑化に取り組んでいます。これは評価されますか。

1-29 <緑化2>敷地内緑地や緑化推進委員会への協力分は評価されますか。(地球環境の保全のための森林づくり条例に基づく事業は対象となりませんか。)

- A 工場内の緑化による二酸化炭素吸収量は、地球環境の保全のための森林づくり条例に基づく二酸化炭素吸収量の認定ができないため、補完的手段として評価することはできませんが、「温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置(独自の取組み)」に記入してください。なお、建築物環境配慮計画書では、「二酸化炭素削減に寄与する取組」に記入してください。

1-30 <提出義務>昨年度のエネルギー使用実績では、今年度特定事業者該当しますが、今年度中に工場の一部を閉鎖予定のため、今年度は原油換算エネルギー使用量が1,500KLを下回る予定です。

この場合、今年度に計画書提出は必要ですか。

- A 計画書の提出義務が生じるか否かは、前年度のエネルギー使用実績で決定します。したがって、今年度の実績見込みが1,500KLを下回る場合でも、昨年度の実績が1,500KLを上回っていれば提出が必要です。

なお、計画期間内にエネルギー使用量が1,500KLを下回る年度があっても、計画期間中は実績報告書を毎年度提出する必要があります。

1-31 <計画書の記入方法1>計画書(工場)様式のうち、「実施する措置」の一覧に「事務所等(工場以外)における設備の管理」といった項目があります。当工場は事務所を有してはいますが、主要設備となる設備は事務所内に有していないため、非該当としてよろしいですか。

- A 非該当として差し支えありません。

1-32 <計画書の記入方法2> 計画書様式のうち、「実施する措置」の記入方法がわかりません。

- A 「岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度ガイドブック」の「実施済みの判断基準」のうち、1つでも「実施しない」がある場合は「ウ 実施しない」と判断します。
 一方で、同一項目内に「実施済」「実施予定」「非該当」がある場合は、「ア 実施済」および「イ 実施予定」となります。

「岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度ガイドブック」の「実施済みの判断基準」における実施の有無	「実施する措置」への回答
<ul style="list-style-type: none"> ・全て「実施済」 ・一部「非該当」であり、残りは「実施済」 	「ア 実施済」に○
<ul style="list-style-type: none"> ・「実施済」と「実施予定」のいずれかに該当 ・一部「非該当」であり、残りは「実施済」又は「実施予定」 	「ア 実施済」と「イ 実施予定」に○
<ul style="list-style-type: none"> ・全て「実施予定」 ・一部「非該当」であり、残りは「実施予定」 	「イ 実施予定」に○
<ul style="list-style-type: none"> ・1項目以上「実施しない」 (「実施済」、「実施予定」、「非該当」がある場合も含む) 	「ウ 実施しない」
<ul style="list-style-type: none"> ・全て「非該当」 	「エ 非該当」